

平成18年  
シートベルト着用状況

全国と静岡県の着用割合 (%)

区分	一般道路		高速道路	
	全国	県内	全国	県内
運転席	93.8	90.9	98.2	97.9
助手席	83.4	86.7	93.0	93.7
後部座席	7.5	15.3	12.7	15.3

静岡県内の調査結果 (人)

区分	一般道路 (22か所調査)	
	着用	非着用
運転席	8,261	827
助手席	1,980	304
後部座席	232	1,283

区分	高速道路 (2か所調査)	
	着用	非着用
運転席	1,468	32
助手席	713	48
後部座席	55	305

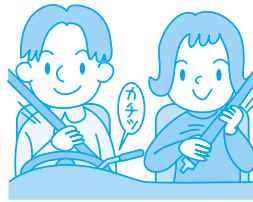
区分	シートベルトを着用していたら助かっていたと思われる人
運転席	29人中23人 (79%)
助手席	3人中3人 (100%)
後部座席	4人中4人 (100%)

一般道路の後部座席着用率は全国1位でした。  
(静岡県警察ホームページから)

地域振興課交通防犯係

44-3125

車に乗ったら「カチッ」としよう  
県では、すべての座席でシートベルトを着用する「オールシートセーフティ作戦」を実施しています。運転席や助手席だけでなく、後部座席でもシートベルトをしましょう。  
交通事故によるけがなどの度合いをシートベルトによって軽減できた事例が数多くあります。シートベルトをしていないと、衝突した時にドアやシートに強くたたきつけられたり、車外に投げ出されたりすることがあります。  
子どもの安全確保は大人の責任です。車に乗ったら全席全員がシートベルトを着用しましょう。



シートベルトがあなたや同乗者を守ります

# 防災防犯安全

## ひとくちメモ

交通安全まめ知識  
道路交通法  
後部座席に対する努力義務 自動車の運転者は、後部座席に同乗中の方に対してもシートベルトを装着する努力義務があります(道路交通法第71条の3第3項)。  
チャイルドシート 自動車の運転者は、チャイルドシートを使用していない16歳未満の幼児を乗せて運転してはいけません(道路交通法第71条の3第4項)。

「住まいの匠」とは、県地球温暖化防止活動推進センターで養成講座を受講した省エネ住宅普及員の皆さんのことです(主に建築士)。  
現在、県内に37人の匠が登録しています。このうち2人が市内で活動しています。  
「冷暖房の効が悪い」「結露がひどい」など住まいに関する悩みに答え、省エネで快適な住宅を提案する専門家です。

「住宅」や「電化製品」を見直すことも省エネにつながります。家計と地球に優しい省エネ生活を始めましょう。

レッツ・エンジョイ

# Let's Enjoy EcoLife

エコライフ

～「住まいの匠」と「eマイスター」～

環境衛生課環境保全係 44-3115

「eマイスター」とは、県地球温暖化防止活動推進センターで養成講座を受講した省エネ家電普及員の皆さんのことです(主に地元の家電商)。市内では4つの電気屋さんから6人の登録があります。  
「我が家の電気代はどうしてこんなに高いの?」「どこでそんなに電気を使っているの?」などの悩みや疑問に答えます。  
家電製品の最新情報から電気代を節約する工夫まで、それぞれの家庭に合わせてアドバイスをしてくれます。

**あなたの自宅の省エネチェック**  
匠やマイスターにあなたのお宅の省エネ生活をアドバイスしてもらいませんか。  
費用 無料  
所要時間 1時間程度  
申込方法 希望する診断の申込用紙に必要事項を記入して、ファクスまたは、郵送で県地球温暖化防止活動推進センターへお申し込みください。  
申込用紙配布場所 県地球温暖化防止活動推進センター、市役所2階環境衛生課環境保全係、支所1階市民サービス課窓口係  
詳しくは、県地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://scca.net/>) をご覧ください。